令和７年度　茅野市立北部中学校

いじめ防止基本方針〔概要〕

※方針の概要を記載しております。細かな点につきましては、学校にお問い合わせください。

はじめに

背景

いじめは，いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめはどの子どもにも，どの集団においても起こりうるものであり，だれもが被害者にも加害者にもなる可能性がある。また，生徒の集団の中にいじめがあるということは，いじめを受けた生徒だけの問題ではなく，いじめを行った生徒，観衆としてそれをはやし立てたり，傍観者としてこれを見てみぬふりをしたりした生徒を含むすべての生徒の心身の健全な発達の大きな妨げとなる。

そのため，いじめ問題への取り組みは，すべての生徒を対象に，それを取り巻く学校のすべての教職員，保護者，地域の皆さんが自らの問題として切実に受け止め，一枚岩となって徹底して取り組むべき重要な課題と考える。

本校では，平成 25 年に制定された「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」さらには，長野県の基本方針を受けて，ここに「いじめ防止基本方針」を制定し，即座に計画に基づいた対策を講じていく旨決定した。平成 26 年度には生徒会による「いじめ撲滅宣言」が作られ，いじめ問題に取り組むことを決意した。

こうした経緯を踏まえて，本校では，ここに定める基本的な方針をもとに，すべての生徒が毎日安心して学習やその他の活動ができるよう決意を新たにし，家庭，地域その他の関係者と連携しながら，具体的かつ実効的ないじめ問題への取り組みを計画・立案・評価・見直しをしていく。

Ⅰ　いじめの防止等の対策の基本的な方向

いじめを防止するためには，まずは，いじめから子どもたちを守るという強い決意をもって正面から取り組む必要がある。教職員一人一人が身近にいる子どもたちをしっかり見守るとともに，基本方針に沿って，校長のリーダーシップのもと，組織的な取組を推進する。

１　いじめとは

（１）いじめの認知

『いじめ』とは，児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど，当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」平成２５年６月２８日公布より）

学校では，上記「いじめ防止対策推進法」第２条の定義に基づき，個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は，いじめられた生徒の立場に立ち，本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして，「いじめ対策委員会」により，複数の教員で行う。そのため，いじめられた生徒の気持ちに寄り添い，ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せずに，いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とすることが必要である。その際，「いじめ」という言葉でくくることなく，具体的な行為と生徒の気持ちを結びつけることが重要であると考える。

また，いじめを受けた生徒や周囲の生徒に，いじめに気づいたり，相談したりする力を育むとともに，大人が生徒との信頼関係を築くよう努めたり，いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして，心理的・精神的な被害に目を向けていく姿勢が必要と考える。

（２）いじめの背景

いじめには，多様な背景が考えられる。ストレスを感じたり，ストレスに適切に対処することができなかったりする場合があることから，いじめてしまった背景や要因にも十分留意した適切な指導が必要と考える。

２　いじめ防止等に関する基本的考え方

いじめの多くは学校で発生するため，まず，学校が取り組むべき教育課題である。しかし，いじめを防ぐためには，家庭や地域の理解や協力，関係機関との連携が欠かせない。生徒の健やかな成長を促すため，多くの大人が関わり，社会全体で生徒を見守っていくことがいじめ防止につながると考える。

Ⅱ　いじめの防止等のための対策

１ 学校の取組

いじめはどの生徒にも，どの学級にも起こり得るものであることを十分認識し，いじめの件数が多いか少ないかではなく，生じた際に，いかに迅速に対応し，真の解決に結びつけることができるかを重要視する必要がある。

「いじめ防止基本方針」を基に，校長のリーダーシップのもと「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核に全職員が共通理解し，保護者の協力を得たり，学校の設置者や関係機関等と連携したりして，いじめ防止等の取組を推進する。

（１）いじめ防止基本方針

いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方，いじめ防止等の取組の具体的な内容，いじめ防止等の取組の計画等を「いじめ防止基本方針」として定める。

「いじめ防止基本方針」は，全職員がその内容について共通理解するとともに，学校のホームページで公開したり，保護者に配布したりするなどし，家庭や地域の理解を得ながら，いじめ防止等の取組を進める。

また，適時見直し，その際には，生徒や保護者，地域からの意見を取り入れる。

（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

「いじめ対策委員会」を中核に次のようないじめの防止等の取組を実効的に行う。

①いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成。
②いじめ防止基本方針の PDCA サイクルでの検証，必要に応じた見直し。
③生徒，学校職員，保護者等のいじめの相談・通報の窓口。
④いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，職員の情報共有。
⑤いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応の中核
⑥必要に応じて，学級担任・部活動顧問等の参加や，外部専門家（スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等）の助言

「いじめ対策委員会」の組織

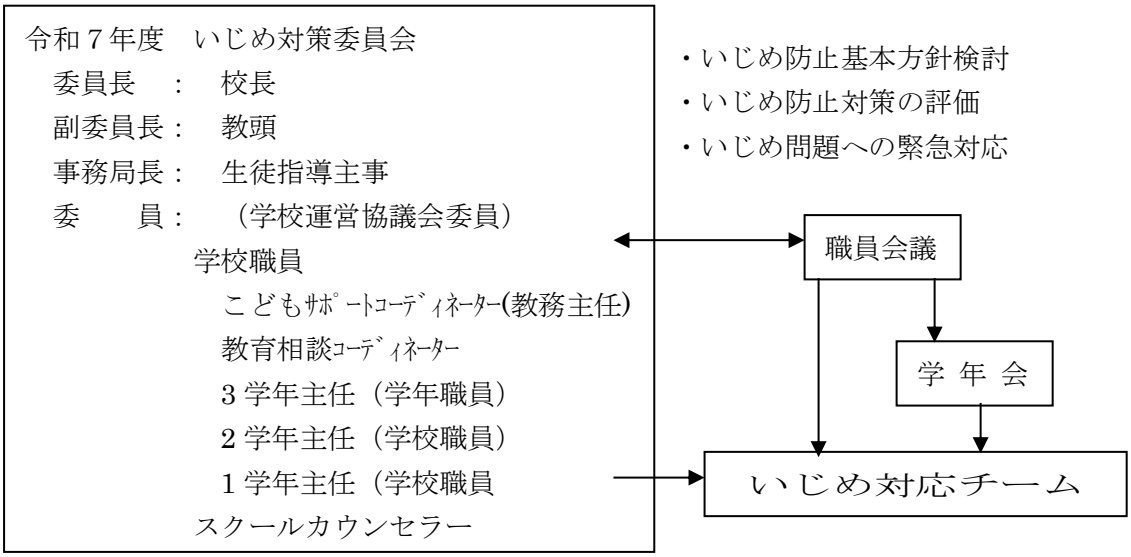

※必要に応じて以下の委員を招集する。

・市 SSW，市発達支援センター臨床心理士，教育支援指導主事，
市こども課担当職員等　　・児童相談所　　・他，必要な専門家等

（３）未然防止の取組

すべての生徒を対象に，生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなどの予防的・開発的な生徒指導を推進し，健全な社会性を育むとともに豊かな情操を培い，相手の気持ちや立場を慮り，自分も相手も大切にする態度を養う。また，生徒が過度なストレスをため込まないようにするとともに，ストレスを感じた場合でも適切に対処できる力を育むことも必要であると考える。

（発達支持的生徒指導）

①いじめの起きにくい学校，学級づくり

ア　日々の授業の充実

イ　生徒が主体的に取組む活動の位置づけ

ウ　体験活動の充実

エ　職員の研修

②関わりを大事にした学級活動の推進

ア　学級活動を，子どもたちの話し合いや生徒の発想による活動などに充て，より充実したものとしていく。

イ　人権教育，道徳教育，心の醸成につながる教育，情報モラル教育を計画的に実施し，異なる者や異なる事への理解を深める。

③子どもの理解を前面に出した明るい学校づくり

ア　様々な問題の背景にある生徒の事情に共感的に対応し，心情について理解する姿勢を大事にする。

④生徒を主体としたいじめ防止活動

ア　生徒が自分の役割を自覚し，仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき，達成感を味わえる活動の工夫を行う。そのために，特に生徒会活動を大切にし，指示によって活動を行う委員会活動から，生徒主体の創造的な活動とそれを生み出す過程を重視する。

イ　「北中いじめ撲滅宣言」（平成 26 年 12 月 24 日）を継承し，具体的には生徒会の委員会を中心に，自らいじめに立ち向かう意識を高める。

⑤「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

ア　「いじめは絶対に許さない」,「いじめられてよい子は一人もいない」という学校の姿勢や，いじめ防止等に関する学校の考え，取組等の保護者や地域への発信。

全校集会やPTA の会合，地区懇談会等での周知。

⑥生徒のいじめ防止等のための主体的活動の支援

（４）早期発見の取組

①日常活動を通した早期発見

ア　生徒の表情を観察したり，声がけをしたりする，共に過ごす時間の確保。

イ　生活記録を通した対話による生徒の気持ちの変化の把握。

ウ　相談箱設置など，生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫。

②相談体制の充実

ア　生徒や保護者，地域の方が安心して相談できるように，相談者の意向を尊重した対応を提示し,「校内こどもサポートセンター」など相談窓口の工夫,「こども・家庭支援拠点(育ちあいちの)」,「学校生活相談センター」,「チャイルドライン」,「SNS を活用した相談」等校外相談窓口の周知。

イ　相談室への職員の常駐，保健室での相談などいつでもだれにでも相談できる工夫。

ウ　スクールカウンセラーとの積極的な連携。教育相談日や相談の時間の設定等

③アンケートやチェックリストの活用

ア　アンケートと個別面接を組み合わせた取組の実施。

「誰もが安心して学校生活を送るためのアンケート」「心のアンケート」の活用

イ　生徒一人一人の学校生活満足度や意欲，社会性についての現状把握。

④「SOS の出し方に関する教育」の推進

自殺予防対策と連動し,生徒らがSOSを発信することができるように,特別授業を実施する。

（５）いじめへの対応

教職員は一人で抱え込むことなく，速やかに「いじめ対策委員会」に，当該いじめに係る情報を報告し，学校の組織的対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が，いじめに係る情報を抱え込み，当該組織に報告を行わないことは，法第 23 条第１項の規定に違反し得ることになる。そのため,「いじめ防止基本方針」の周知を図り，全職員が組織的対応の仕方を以下のポイントをもとに共通理解しておく必要がある。

また,いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは以下の２つの要件が満たされている必要がある。

ア　いじめに係る行為が少なくとも３ヶ月を目安として止んでいること

イ　被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

（６）ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い，インターネットを介した誹謗・中傷，名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し，学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。

①未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに，保護者に対する啓発を行い，協力を得る。

②インターネットの適正利用について，生徒が自ら考え，自ら行動するための取組を推進する。

③生徒間の情報に注意するなど，インターネット上のいじめの早期発見に努める。

④不適切な書き込み等については，被害の拡大を避けるために，関係機関に相談するとともに，削除依頼の措置を講ずるなど適切に対処する。

（7）いじめ問題発生時の対応

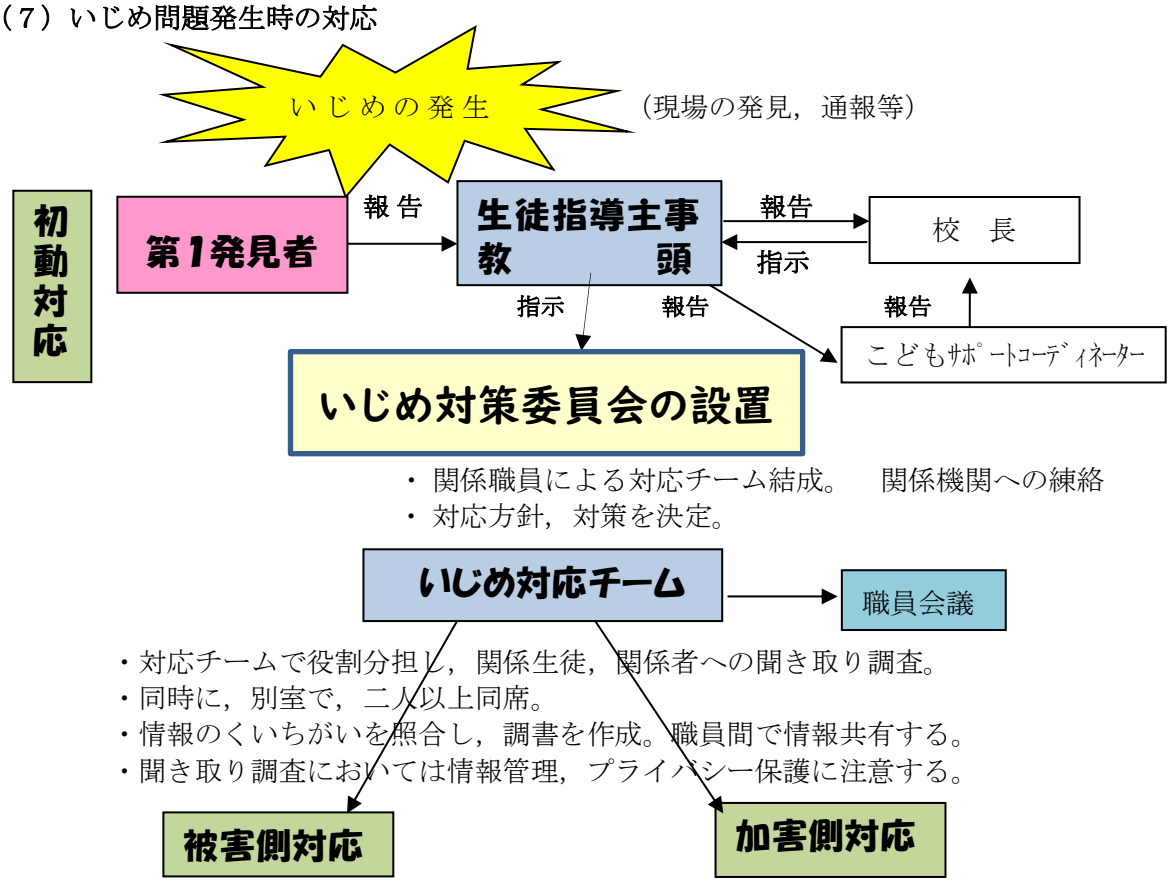

Ⅲ　学校と家庭，地域，関係機関・関係団体との連携

いじめ防止等の取り組みは，学校だけでなく，学校と家庭，地域，関係機関・関係団体とが連携して様々な取り組みを工夫することが有効と考える。

1　保護者の方々との連携

保護者は，子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し，子どもたちが安心して生活できる環境を整え，温かな人間環境の中で，子どもに思いやりの心や，規範意識，正義感などを育むよう努力していただく。また，子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し，寄り添い，支えることが必要と考える。

（1）日頃から子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりを心がける。

（2）子どもとともに過ごす時間を大切にし，子どもを理解するとともに，子どもの変化に気付くよう心がける。

（3）基本的な生活習慣の確立や，情報機器の使用のルールの策定など，家庭におけるルールづくりをお願いする。

（4）学校の教育方針や教育活動への理解や協力に努めるとともに，ふだんから学校とコミュニケーションをとるように心がける。

2　地域におけるいじめ防止等の取り組みとの連携

（1）ＰＴＡ活動によるいじめ防止等の取り組みの推進。

（2）地域の人材の学校教育活動への参画。また，生徒と家庭や地域の多くの大人が接するような取り組みの学校教育計画への位置づけ。

（３）公民館活動や青少年健全育成事業への生徒の積極的な参加。
（４）地区懇談会での地域における生徒の状況の把握。
（５）不登校等長期欠席生徒が，学校外の居場所や家庭で相談を受けられる体制整備の検討

３　関係機関・関係団体との連携

（１）市「こども・家庭支援拠点(育ちあいちの)」，県，民間機関が連携・協働して妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的支援を行う体制の構築。
（２）児童相談所や警察など関係機関，医療機関，地方法務局，教育委員会，子育てや福祉に係る機関との情報交換等日常的な連携。
（３）スクールサポーターの活用による防犯教室などの実施。
（４）外部専門家や民間団体によるいじめ防止等の啓発活動の活用。

Ⅳ　重大事態への対応

いじめの重大事態については，本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和６年８月改訂版　文部科学省）に基づき，適切に対応することが必要と考える。

＜重大事態＞
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生命心身財産重大事態）
　〇児童生徒が自殺を企図した場合　　〇身体に重大な傷害を負った場合
　〇金品等に重大な被害を被った場合　〇精神性の疾患を発症した場合
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校重大事態）
　〇年間 30 日を目安とする。ただし，一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告，調査
※その他，児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

１　未然防止・平時からの備え

（１）年度当初にいじめ対策組織の設置といじめ防止基本方針の見直し
（２）いじめ防止基本方針、重大事態ガイドライン、生徒指導提要等の職員研修
（３）基本方針の保護者への周知と啓発（学校説明会、学校だより、ホームページ公開）

２　学校の対応

学校は，事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく，「疑い」が生じた段階で調査を開始。また，不登校重大事態の場合は，欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから，重大事態に至るよりも相当前の段階から教育委員会に報告・相談するとともに，迅速かつ適正に組織的対応をする。

Ⅴ　おわりに

本校職員は，この基本方針を基に常に生徒に寄り添い，ともに学ぶ姿勢を持ち続けたいと考えている。謙虚に学び，気づき，支え合う職員集団が，生徒にもより良い影響を与えると考えている。いじめのない生徒が主役の北部中学校を築くために，これからも努めていきたい。